

調書（決定）

事件の表示 令和3年（行ツ）第135号

決定日 令和3年12月24日

裁判所 最高裁判所第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 仙台高等裁判所令和2年（行コ）第8号（令和3年3月23日
判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法3
12条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違
憲及び理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を
主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和3年12月24日

最高裁判所第二小法廷

（別紙）

当事者目録

上告人	山形県
同代表者兼処分行政庁	山形県労働委員会
同補助参加人	Z組合
被上告人	Y大学